適格レベル２Ａ資産	レベル２Ｂ資産のうち、第十条第一項第二号から第四号までに掲げるものに該当するもの	三十五パーセント
適格レベル２Ａ資産	流動資産に該当しない資産	八十五パーセント
適格レベル２Ｂ資産のうち、第十条第一項第一号に掲げるものに該当するもの	レベル２Ｂ資産のうち、第十条第一項第二号から第四号までに掲げるものに該当するもの	二十五パーセント
適格レベル２Ｂ資産のうち、第十条第一項第一号に掲げるものに該当するもの	流動資産に該当しない資産	七十五パーセント
適格レベル２Ｂ資産のうち、第十条第一項第二号から第四号までに掲げるものに該当するもの	流動資産に該当しない資産	五十パーセント

第六節　資金調達プログラムに係る資金流出額

第四十四条　第十七条第五号に掲げる「資金調達プログラムに係る資金流出額」とは、資金調達プログラムに基づく支払予定額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

２　前項の「資金調達プログラムに基づく支払予定額」とは、銀行持株会社等又は銀行持株会社等と密接な関係を有する者がオリジネーターである仕組金融商品又はこれらの者が発行する仕組金融商品から生じる金銭の支払のうち、次に定めるものの合計額をいう。

一　基準日から三十日を経過する日までの間に行われる元本及び利息の支払（負債性有価証券から生じるものを除く。）の合計額

二　銀行持株会社等が、当該仕組金融商品に係る特別目的事業体に対し、当該仕組金融商品の原資産の買取り又は当該仕組金融商品に関連した資金の貸与（ファシリティに該当するものを除く。）を行うことが契約に定められている場合には、当該買取りが見込まれる額又は貸与すべき資金の額

第七節　与信・流動性ファシリティに係る資金流出額

（与信・流動性ファシリティに係る資金流出額）

第四十五条　第十七条第六号に掲げる「与信・流動性ファシリティに係る資金流出額」とは、与信ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額及び流動性ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額に次条に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

２　銀行持株会社等は、前項のファシリティ未使用枠の額から次に掲げる流動資産の担保掛目適用額を差し引く計算を行うことができる。

一　銀行持株会社等がファシリティ未使用枠の担保として取引相手方から受け入れ、かつ、基準日時点において実際に保有している流動資産（当該取引相手方の発行する債券その他これに準ずるものの時価と当該取引相手方がファシリティに基づき信用供与を受ける可能性の間に過度の相関関係があると認められるものを除く。次号において同じ。）

二　取引相手方がファシリティに基づき金銭を借り入れる場合に、当該取引相手方が銀行持株会社等に対して担保として差し入れる義務を負う流動資産

（ファシリティ未使用枠に係る資金流出率）

第四十六条　前条第一項の与信ファシリティに係るファシリティ未使用枠の資金流出率は、次の各号に掲げる取引相手方の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　個人及び中小企業等　五パーセント

二　事業法人等（中小企業等に該当する者を除く。）、中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門及び国際開発銀行　十パーセント

三　金融機関等　四十パーセント

四　前三号に掲げるもの以外の取引相手方　百パーセント

２　前条第一項の流動性ファシリティに係るファシリティ未使用枠の資金流出率は、次の各号に掲げる取引相手方の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　個人及び中小企業等　五パーセント

二　事業法人等（中小企業等に該当する者を除く。）、中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門及び国際開発銀行　三十パーセント

三　健全性監督対象の金融機関等　四十パーセント

四　前三号に掲げるもの以外の取引相手方　百パーセント

３　前二項の規定にかかわらず、ファンド、特別目的事業体及び銀行持株会社等の資金調達に用いられる事業体に対して供与されたファシリティに係るファシリティ未使用枠の資金流出率は、百パーセントとする。

第八節　資金提供義務に基づく資金流出額

第四十七条　第十七条第七号に掲げる「資金提供義務に基づく資金流出額」とは、資金提供義務に基づく所要貸出額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

２　前項の「資金提供義務に基づく所要貸出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一　銀行持株会社等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等との間の契約に基づき当該金融機関等に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額

二　銀行持株会社等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額から、当該者からの第六十三条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

第九節　偶発事象に係る資金流出額

（偶発事象に係る資金流出額）

第四十八条　第十七条第八号に掲げる「偶発事象に係る資金流出額」とは、次に掲げるものの合計額をいう。

一　流動性ストレス時に取消可能なファシリティに係る資金流出額

二　信用保証に係る偶発的な資金流出額

三　顧客のショート・ポジションに係る資金流出額

四　その他偶発事象に係る資金流出額

（流動性ストレス時に取消可能なファシリティに係る資金流出額）

第四十九条　前条第一号に掲げる「流動性ストレス時に取消可能なファシリティに係る資金流出額」とは、銀行持株会社等が契約に基づき行うファシリティ（流動性ストレス時に銀行持株会社等が取消可能なものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものに係るファシリティ未使用枠の額に、当該各号に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

一　取引相手方が信用供与を受ける際に銀行持株会社等に対する事前の通知が必要なもの　零パーセント

二　前号に掲げるもの以外のもの　三パーセント

（信用保証に係る偶発的な資金流出額）

第五十条　第四十八条第二号に掲げる「信用保証に係る偶発的な資金流出額」とは、銀行持株会社等が契約に基づき行う信用保証（自己資本比率告示第五十六条第一項の表二十の項に規定する短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務、同表五十の項に規定する特定の取引に係る偶発債務及び同表百の項に規定する信用供与に直接的に代替する偶発債務（一般的な債務の保証に該当するものに限る。）をいう。）に相当するものの額の合計額に二パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。